



令和5年度 町立小中学校の学校補助教員を募集します

☎ 学校教育課 学校教育係
☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線241)

須恵町教育委員会では、令和5年度に町立小中学校で働く学校補助教員(会計年度任用職員)を募集します。教員を補う必要があるときは、選考のうえ、随時面接を行います。募集職種は次のとおりです。

募集職種	少人数指導・学級サポート	通級指導教員	特別支援教育対応講師
業務内容	1学級38人以上となる学年の学習指導補助	通級指導教室での児童生徒の学習指導補助	特別支援学級での児童生徒の学習指導補助
給与	時給 1,292円～ (地域手当含む)		
勤務形態	配属された小・中学校の勤務時間による(1日 7時間45分) 原則として学校がある日(児童生徒が登校する日)のみ ※年間勤務日数 210日以内(有給休暇含む) ※春休み・夏休み・冬休みは原則として勤務はありません。		
登録資格	教員免許を有する人 ※教員免許が失効している場合はお問い合わせ先までご相談ください。		
加入保険など	社会保険・厚生年金・雇用保険・介護保険(40歳以上)		
各種手当	通勤手当、期末手当(賞与)など		
提出書類	須恵町会計年度任用職員登録申請書 保有する教員免許状の写しもしくは更新講習修了確認証明書の写し		
提出先	須恵町役場2階 学校教育課窓口		

※ 募集した全員が雇用されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。



令和5年度 こども発達相談の療育指導員を募集します

☎ 子育て支援課 子育て係
☎ 932-1459(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線152)

須恵町こども発達相談で勤務する会計年度任用職員(非常勤の公務員)を募集しています。

詳しくは次のとおりです。また、採用にあたっては随時、面接を行います。

- ▶ 条件 言語聴覚士、作業療法士、特別支援教育の教員免許のうちいずれかをお持ちで幼児の教育に興味がある人(令和5年3月に資格取得見込の人可)
- ▶ 勤務時間 月曜日～金曜日
8時30分～17時 (1日 7時間30分)
- ▶ 勤務日数 月に21日程度
- ▶ 給与 時給 1,292円
- ▶ 勤務場所 須恵町こども発達相談(須恵中学校内)
- ▶ 勤務開始 4月から
- ▶ 各種手当・保険など 通勤手当、期末手当(賞与)有り
社会保険・厚生年金・雇用保険・介護保険(40歳以上)の適用
任用期間に応じて年次有給休暇を付与
- ▶ 提出書類 ①須恵町会計年度任用職員登録申請書
②該当する職種の資格証(免許証)の写し
- ▶ 提出先 須恵町役場1階 子育て支援課(役場1階4番窓口)

☎ 須恵町こども発達相談 ☎ 080-7179-9421(直通)



寒波による水道管の漏水減免を実施します

☎ 上下水道課 管理係
☎ 932-1445(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線233)

令和5年1月24日からの寒波により、宅内の水道配管から、水が漏れる事案が発生しています。

業者に依頼して修理した人、もしくはご自身で修理した人は、上下水道料金の減免措置を受けることができます。

詳しくは、上下水道課 管理係までお問い合わせください。

▶ 減免手続きに必要なもの

- 印鑑
- 修理した際の業者からの領収書、請求書など
- ご自身で修理した場合は、資材を購入したレシートなど、または修理した前後の写真



令和5年度 幼児教育・保育無償化の手続きについて

☎ 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線154)

4月から下記の対象施設を利用予定の人は、保育料無償化の対象となるために施設等利用給付認定の申請をする必要があります。特に、②③をご利用の場合は、さらに保育認定を受ける必要があります。いずれも、利用希望日前の申請が必要です。(基本は利用開始日1か月前まで)

申請書などは須恵町ホームページからダウンロードするか、子育て支援課で配布をしています。(施設によっては、申請書などを配布しているところもあります。)

詳しくは、須恵町役場1階 子育て支援課までお尋ねください。

	対象施設	対象児童	必要な書類
①	未移行私立幼稚園	3～5歳児まで (0～2歳児までは非課税世帯のみ)	幼稚園のみ ●「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書第1号」 幼稚園+預かり保育 ●「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書第2号・第3号」 ●保育認定に必要な書類(就業証明書など)
②	幼稚園・認定こども園の預かり保育	令和5年4月1日時点の年齢	●「施設等利用給付認定(新2・新3号)」 ●保育認定に必要な書類(就業証明書など)
③	届出保育施設		●「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」 ●保育認定に必要な書類(就業証明書など)

※保育認定を受けるには、保育が必要な理由がわかる書類の提出が必要です。

例) 就業証明書 月64時間以上の勤務が要件

※令和5年度の認可保育所申し込みをして入所保留(待機)になり、①②③施設を利用する場合

認可保育所申し込みの際、保育認定に必要な書類(就業証明書など)は提出済みですので、変更がなければ「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」のみ提出してください。

【今回の手続きが不要な人】

- すでに施設を利用し、認定を受けている人(無償化対象の人)で状況に変更がない場合(後日、役場 子育て支援課から現況届の案内をします。)
- 0～2歳児で市町村民税課税世帯の場合(無償化対象外です)



児童扶養手当を受けている人へ『JR特定者用定期乗車券割引制度』のお知らせ

☎ 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152)

JR特定者用定期乗車券割引制度とは

ひとり親家庭などで児童扶養手当の支給を受けている人およびその世帯員が、通勤に伴うJR通勤定期券を購入する際に、子育て支援課で発行する特定者資格証明書と特定者用定期乗車券購入証明書を提示することにより3割引で購入できます。

※学生の通学定期購入には使えません。

▶ 対象者 児童扶養手当受給者およびその世帯員

▶ 申請に必要なもの

- 児童扶養手当の証書(福岡県発行の緑色で四つ折りの証書)
- 証明写真(縦4cm×横3cmで、6か月以内に撮影した正面上半身のもの)

※証明写真は、この制度を利用する人の写真が必要です。

※申請後、特定者資格証明書と特定者用定期乗車券購入証明書を発行します。

発行までに少し時間がかかりますので、時間に余裕をもってお越しください。

▶ 定期券の購入

- 子育て支援課で発行した特定者資格証明書と特定者用定期乗車券購入証明書を、JRの駅窓口にて「通勤定期購入申込書」とともに提出し、定期券を購入します。

▶ 有効期限

- 特定者資格証明書…1年
 - 特定者用定期乗車券購入証明書…6か月
- ※継続する場合は、再度、子育て支援課で手続きが必要です。

▶ 問い合わせ先

- 金額や定期券についてはJR駅窓口へ
- 特定者資格証明書・特定者用定期乗車券購入証明書については子育て支援課へ